

兵庫県公報

平成23年12月20日 火曜日 第2号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

人事委員会規則	ページ
○ 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	1

公布された法令のあらまし

- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則（人事委員会規則第9号）
東日本大震災の被災者を支援する活動を行う場合における特別休暇について、所要の整備を行うこととした。

人事委員会規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成23年12月20日

兵庫県人事委員会
委員長 中瀬 憲一

兵庫県人事委員会規則第9号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年兵庫県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第16項中「平成23年12月31日」を「平成24年12月31日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。